

市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等  
並びに保育所整備 P F I 事業に係る特定事業契約約款

市 川 市

市川七中行徳ふれあい施設株式会社

平成 1 5 年 3 月 1 8 日

## 目 次

前 文	4
第 1 章 用語の定義	4
第 1 条 用語の定義	4
第 2 章 本事業の概要	6
第 2 条 総則	6
第 3 条 乙の要件	6
第 4 条 設計及び建設等	6
第 5 条 譲渡・所有権移転	6
第 6 条 維持管理	6
第 3 章 本施設等の設計	6
第 7 条 設計業務	6
第 8 条 設計仕様	7
第 9 条 事業場所等	7
第 10 条 設計業務進捗状況の報告	7
第 11 条 設計業務の完了届	7
第 12 条 設計変更	7
第 13 条 設計変更に伴う建設期間と契約金の変更	8
第 14 条 設計変更の制限	8
第 15 条 著作権	8
第 4 章 本施設等の建設	8
第 16 条 建設業務	8
第 17 条 請負契約	8
第 18 条 建設期間	8
第 19 条 近隣説明	8
第 20 条 関係法令等の遵守	8
第 21 条 近隣対策	9
第 22 条 施工計画書	9
第 23 条 工事記録の整備	9
第 24 条 着工前業務	9
第 25 条 建設期間中の業務	9
第 26 条 建設期間の変更	10
第 27 条 設計変更及び建設期間の変更に伴う費用負担等	10
第 28 条 甲による本事業の実施状況の監視・監査及び説明要求	10
第 29 条 工事の中止	10
第 30 条 第三者に及ぼした損害	11
第 31 条 不可抗力による損害	11
第 32 条 履行保証	11
第 33 条 本施設等の竣工検査及び竣工確認等	11
第 34 条 維持管理体制の整備及び確認	12

	第35条	瑕疵担保	12
第5章	本施設等の甲への譲渡・所有権移転		13
	第36条	譲渡・所有権移転	13
	第37条	譲渡・所有権移転手続	13
	第38条	遅延損害金	13
	第39条	建物の登記	13
	第40条	建物登記に係る費用負担	13
第6章	維持管理対象施設等の維持管理		13
	第41条	維持管理対象施設等の維持管理	13
	第42条	維持管理業務の委託	13
	第43条	維持管理業務の種別	13
	第44条	業務の範囲	13
	第45条	維持管理業務に係る仕様書等	13
	第46条	維持管理計画及び業務計画の作成等	14
	第47条	業務遂行上の留意点	14
	第48条	建物・建物設備・外構施設の保守管理業務	14
	第49条	清掃業務	14
	第50条	保安警備業務	15
	第51条	環境衛生管理業務	15
	第52条	維持管理業務細則	15
	第53条	建物・建物設備・外構施設の大規模修繕計画立案	16
	第54条	第三者に及ぼした損害	16
	第55条	異常発生時の対応	16
	第56条	甲による維持管理業務の実施状況の監視・監査	16
	第57条	業務報告書	16
第7章	甲のサービス購入費の支払い		16
	第58条	サービス購入費の種類	16
	第59条	施設整備費	16
	第60条	維持管理費	17
	第61条	維持管理費の支払中止	17
	第62条	維持管理費の返還	17
第8章	契約期間及び契約の終了		17
	第63条	契約期間	17
	第64条	契約終了時の措置	17
	第65条	乙の債務不履行による契約の早期終了	18
	第66条	甲の債務不履行による契約の早期終了	19
	第67条	法令変更又は不可抗力による契約の終了	20
第9章	表明保証及び誓約		20
	第68条	乙による事実の表明保証及び誓約	20
	第69条	甲による事実の表明保証及び誓約	21
第10章	法令変更		21

	第70条	法令変更による諸事実の通知義務	21
	第71条	法令変更による義務	21
	第72条	法令変更による追加費用の負担	21
	第73条	法令変更によるサービス購入費の変更	21
	第74条	契約の終了	21
第11章		不可抗力	22
	第75条	不可抗力による諸事実の通知義務	22
	第76条	不可抗力の影響の早期除去	22
	第77条	不可抗力による義務	22
	第78条	不可抗力による追加費用の負担	22
	第79条	契約の終了	22
第12章		その他	23
	第80条	補助金申請への乙の協力	23
	第81条	公租公課の負担	23
	第82条	契約上の地位及び権利義務の譲渡等	23
	第83条	秘密保持	23
	第84条	知的所有権	23
	第85条	緊急時の直接連絡	24
	第86条	基本コンセプトの実現	24
	第87条	関係者協議会の設置	24
	第88条	準拠法	24
	第89条	管轄裁判所	24
	第90条	解釈	24
	第91条	契約の変更	24
	第92条	雑則	24
	第93条	融資団との協議	25
別紙1		日程表	26
別紙2		乙の事業範囲	27
別紙3		設計に関する提出書類	29
別紙4		着工時の提出書類	30
別紙5		施工中の提出書類	31
別紙6		乙が付保する保険	32
別紙7		竣工時の提出書類	33
別紙8		本施設等の譲渡・所有権移転方法及び移転手続	34
別紙9		サービス購入費の金額及び支払スケジュール	35
別紙10		維持管理費の減額及び支払停止の方法並びにモニタリングの実施方法	43
別紙11		法令変更による損害金分担規定	46
別紙12		不可抗力による損害金・復旧費用分担規定	47
別紙13		市川市立第七中学校校舎建設等事業の基本コンセプト	48

## 前 文

市川市（以下「甲」という。）は、「市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業」（以下「本事業」という。）の実施に当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に定める目的及び基本理念に従い、民間企業の施設整備・維持管理能力を最大限に利用するために、本事業で整備する施設等の設計、建設及び維持管理等からなる事業を民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

甲は、甲が配布した「市川市立第七中学校校舎建設等事業の提案募集にあたっての条件」、「募集要項」により事業者を公募し、大成建設株式会社、株式会社日本設計、スターズ株式会社、上條建設株式会社及び社会福祉法人柏井福祉会により構成される民間事業者グループ（以下「事業予定者」という。）を選定した。事業予定者は、本事業を実施するために、甲と平成14年12月27日に基本協定を締結し、これに基づき市川七中徳ふれあい施設株式会社（以下「乙」という。）を設立した。

甲と乙は、本事業に係る特定事業契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。甲と乙は、本契約とともに「市川市立第七中学校校舎建設等事業の提案募集にあたっての条件」、「募集要項」、「要求水準書」（参考資料及び様式集を含む。）、「条件規定書」及び事業予定者の提案を受け付けるまでの全ての質問回答書（以下「募集要項等」という。）に規定された条件並びに事業予定者の提案書に定める事項が適用されることをここに確認し、本事業の実施に関して、次のとおり合意する。

## 第1章 用語の定義

（用語の定義）

第1条 本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理業務開始日」とは、乙が本施設等及び本施設等に付帯する本什器備品を甲に譲渡・所有権移転した日の翌日をいう。ただし、第26条により建設期間が変更され、甲及び乙の間で譲渡・所有権移転の予定日が変更された場合は、当該変更後の日付をいう。
- (2) 「維持管理業務期間」とは、維持管理業務開始日の午前0時から始まり維持管理業務期間満了日の午後12時をもって終わる期間をいう。
- (3) 「維持管理業務期間満了日」とは、維持管理業務開始日の翌年度になる平成17年4月1日より15年を経過した平成32年3月末日をいう。ただし、第26条により建設期間の変更に伴い維持管理業務期間が変更になる場合は甲乙協議の上定める日をいう。
- (4) 「維持管理対象施設等」とは、別紙2（2）に規定する維持管理業務の対象施設となる本施設等（本什器備品は除く。）、福祉施設部分並びに既存校舎B・C棟をいう。
- (5) 「維持管理費」とは、維持管理対象施設等の維持管理に係わる費用として本契約別紙9に規定する金額をいう。
- (6) 「解体撤去施設等」とは、本契約に基づき乙が別紙2（1）整備事業に示す解体撤去業務の対象施設並びに付帯する什器備品をいう。
- (7) 「既存校舎B・C棟」とは、本施設等の整備・供用後も存続・使用する市川市末広1丁目1番9にある市川市立第七中学校の既存校舎をいう。
- (8) 「基本計画書」とは、募集要項等と事業予定者の提案書に基づき、甲と事業予定者との協議により乙が設計する仕様についてとりまとめたものをいう。

- (9) 「ケアハウス事業者」とは、「市川市ケアハウス整備等 P F I 事業」を遂行する社会福祉法人長寿の里をいう。
- (10) 「建設期間」とは、本施設等の建設工事着手の日から譲渡・所有権移転予定日までの期間をいう。ただし、第 26 条により建設期間が変更された場合は、当該変更後の期間をいう。
- (11) 「建設企業体」とは、事業予定者の構成員であり本施設等を建設する大成建設株式会社・スターツ株式会社・上條建設株式会社で構成される建設企業体をいう。
- (12) 「コンソーシアム」とは、「市川市立第七中学校校舎建設等事業」を本事業と「市川市ケアハウス整備等 P F I 事業」の 2 つに区切った各々の P F I 事業の応募者グループで構成される企業グループをいう。
- (13) 「事業期間」とは、本契約の締結日より維持管理業務期間満了日までをいう。
- (14) 「事業年度」とは、平成 17 年 4 月 1 日より 1 年を第 1 年度とし、以降 1 年毎に区切った期間をいう。平成 17 年 3 月 31 日より以前の 1 年を第 0 年度、それ以前を 1 年ごとに区切った期間をマイナス事業年度として契約締結日まで遡るものとする。
- (15) 「事業予定者の提案書」とは、事業予定者が応募時に提出した提案書並びに当該提案書に対する全ての質問回答書をいう。
- (16) 「施設整備費」とは、本施設等の建設及び本什器備品の調達整備並びに解体撤去等に係わり発生する費用（以下、「施設整備費の元本部分」という。）並びにこれらを甲が分割払うることにより生じる利息等を合わせたものとして本契約別紙 9 に規定する金額をいう。
- (17) 「修繕」とは、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を初期の水準にまで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替等は除く。
- (18) 「譲渡・所有権移転予定日」とは、別紙 1 に規定する、本施設等を乙が甲に譲渡・所有権移転する予定日をいう。ただし、第 26 条に定める建設期間の変更により甲及び乙の間で譲渡・所有権移転の予定日が変更された場合は、当該変更後の日付をいう。
- (19) 「設計企業」とは、事業予定者の構成員であり本施設等を設計する株式会社日本設計をいう。
- (20) 「設計図書」とは別紙 3 に記載される書類を総称していう。
- (21) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、高潮、津波、地滑り、落盤、火災、戦争・敵対行為（宣戦布告の有無を問わない。）、侵略、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、甲及び乙双方の責に帰すことのできないものをいい、本施設等に直接物理的に影響がなくとも、落雷を原因とする送電線の破断による送電の停止等の間接的事由も含むものとする。
- (22) 「福祉施設部分」とは、市川市立第七中学校校舎建設等事業でケアハウス事業者が、市川市末広 1 丁目 1 番 9 に建設・整備する施設であるケアハウス、デイサービスセンターをいう。
- (23) 「保育所」とは、本施設等を構成する保育所をいう。
- (24) 「保育所運営者」とは、保育所を運営する社会福祉法人柏井福祉会をいう。
- (25) 「法令変更」とは、別紙 11 に定める法令の変更をいう。
- (26) 「本施設等」とは、本契約に基づき乙が設計し、市川市末広 1 丁目 1 番 9 に建設・整備して甲に引き渡す別紙 2（1）整備事業に示す施設、設備並びに付帯する本什器備品をいう。
- (27) 「本施設利用者等」とは、中学校校舎 A 棟並びに既存校舎である B・C 棟、給食室、公会堂、保育所、福祉施設部分を利用又は来訪する者をいう。

- (28) 「本什器備品」とは、第33条の規定に基づく竣工確認の際に乙から提出され甲が受領した什器備品リストに記載された什器備品の一切をいう。
- (29) 「融資団」とは、乙が本施設等の整備のために調達する借入金を融資する金融機関を総称していう。

## 第2章 本事業の概要

(総則)

- 第2条 本事業は、甲と乙が協議して本契約に定める日程表(別紙1)に従い実施する。
- 2 乙は、本契約に基づき、解体撤去施設等の廃棄並びに本施設等の設計、建設・整備を実施した上で、甲に譲渡・所有権移転をする。
- 3 乙は、本施設等を甲へ譲渡・所有権移転した翌日から維持管理業務期間満了まで維持管理対象施設等の維持管理業務を行う。
- 4 乙は、資金調達、解体撤去施設等の廃棄、本施設等の設計、建設・整備、その他仮設等のために必要な手段については乙の責において実施する。
- 5 甲は、本施設等を譲り受けて所有し、本什器備品の更新を図りながら既存校舎B・C棟と併せて継続して使用するとともに、保育所を保育所運営者へ無償で貸与する。
- 6 甲は、乙が提供する第2項及び第3項に規定する業務を一体のものとして認識し、乙が提供するサービスとして購入する。甲は、乙が提供するサービスの対価を別紙9「サービス購入費の支払金額及び支払スケジュール」の規定に従い乙に支払う。
- 7 本事業に係る詳細な条件等は、第3章から第6章に構成して規定する。

(乙の要件)

- 第3条 乙の商業登記簿上及び実質上の本店所在地は事業期間中、市川市外に移転しないものとする。
- 2 乙は、本事業及びその実施に必要な関連事業のみを行うものとする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にはこの限りでない。
- 3 乙は、乙の責において本契約締結と同時に本事業推進のための設計・建設及び維持管理に係わる業務分担表(乙が請負又は委託を行おうとする企業(以下「業務分担企業」という。))について、その概要、担当者名、連絡先を表示したものを甲に提出し、甲の承認を得る。乙は、業務分担企業の変更をしようとする場合には事前に甲の承認を得るものとし、甲は合理的な理由なくしてこの承認を拒めないものとする。
- 4 乙は、前項の業務分担表において、設計を設計企業に、建設・整備を建設企業体に請負わせることとする。

(設計及び建設等)

- 第4条 乙は、本施設等を本契約書の規定に従い乙の責と費用負担において設計する。
- 2 乙は、前項に規定する設計に基づき乙の責と費用負担において本施設等を建設・整備するものとする。また、これらに付随する関連業務についても同様とする。
- 3 本事業に関連する資金調達は、乙が自己の責においてすべて行い、甲は乙に対し本事業に係る財政上、金融上の支援が適用されるよう必要な協力を行う。

(譲渡・所有権移転)

- 第5条 乙は、乙が本施設等の所有権を原始的に取得する契約を建設企業体と締結するものとし、譲渡・所有権移転予定日に本施設等を甲に譲渡・所有権移転する。

(維持管理)

- 第6条 乙は、維持管理業務期間中本契約に規定される条項に従い維持管理対象施設等の維持管理を行う。

### 第3章 本施設等の設計

(設計業務)

第7条 乙は、別紙2(1)整備事業ア本体施設整備業務に示す新設校舎A棟、新設給食室、公会堂、保育所、外構施設の施設・設備及び本什器備品の建設・整備のための設計を行う。併せて、イその他外構整備業務に示す、テニスコートの新設、屋外運動場、北側歩道拡幅並びに移設業務に必要な設計を本施設等設計業務の一部として実施する。また、これらの施設整備に必要となる別紙2(1)整備事業ウ本体施設着工前整備業務等に示す解体撤去業務等についての計画も立案する。

(設計仕様)

第8条 乙は、本施設等が維持管理業務期間後においても引き続き長期にわたり使用されることを考慮し、躯体及び基礎等の主要構造部分の品質・耐久性が十分確保されるよう、別添の基本計画書に従い設計を行う。また、設計にあたっては、「環境基本法(平成5年法律第91号)」等関係法令に基づく環境への配慮及び負荷低減を十分に考慮し、建設材料・工法の選定や建設及び解体により発生する廃材削減と処理を工夫する。

(事業場所等)

第9条 本事業を実施する場所等は、次のとおりとする。

- (1) 事業場所：市川市末広1丁目1番9
- (2) 敷地面積：23,518㎡(福祉施設部分を含む。)
- (3) 地域地区等：用途地域 第一種住居地域  
高さ制限 第2種高度地区  
建ぺい率60%、容積率 200%  
日影規制 4時間(5m)、2.5時間(10m)、H=4m

(設計業務進捗状況の報告)

第10条 乙は、設計企業に対し設計を実施させ、業務の進捗状況を月次及び甲の要請に応じ、甲に報告する。

(設計業務の完了届)

第11条 乙は、基本設計完了後及び実施設計完了後、直ちに各々別紙3記載の設計図書を甲に提出し、甲の確認を得る。甲は、提出された設計図書と基本計画書並びに事業予定者の提案書との間に不一致があると認めた場合、速やかに当該不一致の箇所及びその内容を乙に対して通知する。この場合、乙は自己の負担において速やかに当該不一致を是正し、甲の確認を得る。

2 乙は、別紙3記載の設計図書提出後、14日以内に甲からの書面による通知又は確認が行われなかった場合、甲による確認が行われたものとみなし、次の工程に進むことができる。

(設計変更)

第12条 甲は、自らの責に帰する事由において必要と認めた場合は、乙に対し書面により設計の変更を要求することができる。乙は、甲からの書面受領後14日以内に検討結果を甲に書面にて通知する。ただし、設計変更に伴い建設期間の変更を要する場合の変更期間につき甲乙の協議が整った場合に限る。また、設計変更に伴い増減される契約金額及び支払方法につき第27条第2項に基づく甲乙の協議が整った場合に限る。

2 甲は、乙の責に帰する事由において必要と認めた場合は、乙に対し書面により設計の変更を要求することができ、乙はこれに従うものとする。乙は、甲からの書面受領後14日以内に検討結果を甲に書面にて通知する。ただし、設計変更に伴い建設期間の変更を要する場合の変更期間については、第26条第2項に基づくものとする。また、設計変更に伴い増減される契約金額及び支払方法については、第27条第3項に基づくも

のとする。

- 3 甲は、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により設計変更が必要と認めた場合は、乙に対し書面により設計の変更を要求することができ、乙はこれに従うものとする。乙は甲からの書面受領後14日以内に検討結果を甲に書面にて通知する。また、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由で乙が書面により設計変更の申し入れを行う場合は、甲はその必要性を検討の上、14日以内に検討結果を乙に書面にて通知する。ただし、設計変更に伴い建設期間の変更を要する場合の変更期間については、第26条第2項に基づくものとする。また、設計変更に伴い増減される契約金額及び支払方法については、第27条第2項に基づくものとする。

(設計変更に伴う建設期間と契約金の変更)

- 第13条 前条の規定に基づき設計変更が行われた場合、甲は第26条第2項の規定に従い必要な建設期間の変更を行うとともに、第27条第2項及び第3項の規定に従い当該変更に伴う契約金額の増減を行う。

(設計変更の制限)

- 第14条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第11条の規定に従い甲の確認を受けた設計内容を変更できない。

- 2 乙が、乙の都合により甲の承認を得て行う設計変更で必要となる追加費用は、乙が負担する。

(著作権)

- 第15条 乙は、別紙3記載の設計図書(什器備品カタログを除く)について、著作権を甲に無償で譲渡する。

#### 第4章 本施設等の建設

(建設業務)

- 第16条 乙は、前章の規定により実施した設計に基づき、別紙2(1)整備事業ア本体施設整備業務にある新設校舎A棟、新設給食室、公会堂、保育所、外構施設の施設・設備及び本什器備品の建設・整備を行う。併せて、別紙2(1)整備事業イその他外構整備業務のテニスコートの新設、屋外運動場、北側歩道拡幅並びに移設業務を本施設等整備の一部として実施する。

また、これらの建設・整備に必要となる別紙2(1)整備事業ウ本体施設着工前整備業務等の解体撤去業務等を行う。

(請負契約)

- 第17条 本施設等の建設・整備にあたっては、乙は建設企業体と請負契約を結ぶこととし、その契約書の写しを甲へ提出する。

- 2 乙は、建設企業体に対して工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを認めてはならない。

(建設期間)

- 第18条 乙は、別紙1に基づき工事を実施する。ただし、甲の許認可等、乙の責に帰することのできない事由に起因する遅延については別途甲と協議を行う。

(近隣説明)

- 第19条 甲は、自己の責及び費用負担において本施設等の建設・整備に係る近隣説明を実施するものとし、乙は必要と認められる場合これに協力する。

- 2 甲は、甲が実施する本施設等の建設・整備に関する近隣説明に起因する本施設等の譲渡・所有権移転日の遅延については、甲乙でその対策を協議するとともに、当該遅延に

よって乙に追加的に生じた合理的費用を負担する。

(関係法令等の遵守)

第20条 乙は、建設企業体に対し、関係法令を遵守させるとともに、「建築工事安全施工技術指針」(平成7年5月24日付け建設省営監発第13号)、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」(平成5年1月12日付け建設省経建発第1号)、並びに「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号)等の関係要綱、各種基準等を遵守して工事を施工させるものとし、建設企業体がこれらに違反した場合は、その全ての責を負う。

(近隣対策)

第21条 乙は、建設企業体に対し、自己の責及び費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設企業体が行う工事が中学校の教育環境及び近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の中で、中学校及び近隣への対応を実施させる。なお、乙は、中学校及び近隣への対応について、建設企業体からの報告に基づき甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を書面で報告する。また、甲は、乙からの報告に基づき特に処置を必要と判断する場合は乙に協力するものとする。この処置に伴い発生する増加費用の負担については甲乙協議して定める。

(施工計画書)

第22条 乙は、建設工事着手に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を、別紙4に規定する書類とともにケアハウス事業者と共同して、合わせて一つのものとして建設企業体に作成させ、甲に提出して承認を得る。

(工事記録の整備)

第23条 乙は、工事現場に工事記録を常に整備するよう建設企業体に指示する。

(着工前業務)

第24条 乙は、設計企業及び建設企業体に対し建設工事着手に先立ち、次の各号に定める業務を行わせる。

- (1) 建築確認申請等建築工事に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないように実施する。
- (2) 着工の前に周辺影響調査を十分に行い、工事の円滑な進行と安全を確保する。また、第21条に基づく近隣対策を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解、安全確保を図る。

2 甲は、乙が行う前項第1号で定める申請業務に対し必要な協力を行う。

(建設期間中の業務)

第25条 乙は、建設期間中に建設企業体に対し、次の各号に定める業務を行わせる。

- (1) 乙が設計企業に作成させた設計図書及び建設企業体に作成させた施工計画に従って工事を実施する。
- (2) 乙は、建設企業体に工事施工状況を適時報告させ、甲に報告する。甲から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行わせる。甲は、乙と建設企業体が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、何時でも乙及び建設企業体立ち会いの上で工事現場において施工状況の確認ができる。
- (3) 乙は、第21条に基づく中学校及び近隣への対応については万全を期すよう建設企業体に指示する。また、工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整をこれらの者に対し十分行う。
- (4) 乙は、本契約に規定する本什器備品の搬入・設置にあたっては、甲と設置場所等を事前に十分協議し、建設企業体をして所定の位置に搬入・設置させる。
- (5) 工事監理業務の内容は、次のとおりとする。

ア 乙は工事監理業務を、設計企業の責において実施させる。

イ 設計企業は、工事監理者を設置し、乙を通じ工事着手前に甲に通知する。

ウ 工事監理者は、工事監理の状況を乙を通じ甲に適時報告し、甲の要請により乙の指示があれば、随時報告を行う。

エ 甲への竣工検査報告は、乙が行う。

(6) 解体撤去業務の内容は、次のとおりとする。

ア 乙は、建設企業体に対し不要となった既存給食室、既存体育館等の施設の解体撤去及び不要となった什器備品の廃棄（以下「解体撤去等」という。）を行わせる。

イ 建設企業体は、解体撤去等により発生する廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等の関係法令に基づいて処理する。

(7) その他

ア 乙は建設期間中に別紙5に定める書類をケアハウス事業者と共同して、合せて一つのものとして建設企業体に作成させ、該当事項に応じて遅滞なく甲に提出する。

イ 乙は、事業場所を善良な管理者としての注意義務をもって管理する。

2 乙は、建設企業体に対し資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、本施設等の建設・整備を行わせるものとする。

（建設期間の変更）

第26条 乙は、乙の責に帰すことのできない事由により、建設期間の延長を必要とし、その旨を甲に請求した場合は、延長期間を甲乙の協議で決定した上で、甲は建設期間の延長を認める。

2 第12条の規定に基づき設計変更をする場合の建設期間については、必要があれば甲乙が協議しこれを変更する。

（設計変更及び建設期間の変更に伴う費用負担等）

第27条 前条第1項の規定に基づき建設期間の延長が認められ、当該建設期間の延長に伴い追加費用の負担を乙が請求した場合は、追加費用の金額及び支払方法について甲乙が協議して定めた上で甲は追加費用を負担する。ただし、別紙9に規定する分割支払額には含めない。

2 第12条第1項並びに第3項の規定に基づき設計変更をする場合は、当該設計変更に伴い必要となる建設期間の変更に係わる費用の増減も含め、契約金額の変更が行われるものとする。変更額及び変更に係る支払方法については、甲乙が協議して定めた上で甲は追加費用を負担する。ただし、別紙9に規定する分割支払額には含めない。

3 第12条第2項に基づき設計変更をする場合の当該変更に伴う追加費用については、乙が負担するものとする。

（甲による本事業の実施状況の監視・監査及び説明要求）

第28条 甲は、乙が本契約に基づき建設業務等を履行していることを確認するため、定期的及び必要の都度、随時に監視及び監査を実施でき、その都度乙に説明を求め、報告を受けることができる。

2 建設期間中に乙の建設・整備する本施設等の水準が設計図書の仕様を満たさないことが判明した場合は、甲は乙に対して是正勧告を行い、是正策の速やかな提出及び実施を要求でき、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、建設期間中、乙が実施する本施設等の検査又は試験について、甲に対し事前に書面にて通知する。甲は当該検査又は試験に立ち会うことができる。

4 甲は、第1項又は前項による甲の監視・監査又は立会の実施を理由として、本施設等の建設・整備の全て又は一部につき、何ら責を負うものではない。

（工事の中止）

第29条 甲は、必要があると認める場合は、その理由を添えて乙に書面で通知し、本施

設等の工事の全て又は一部について90日間を上限に中止させることができる。また、90日経過後も中止の継続が必要な場合は、甲乙が協議し乙の承諾を得た上で中止を継続することができる。

2 甲は、前項の規定により工事の施工を一時中止させた場合、必要があれば建設期間を変更する。

3 甲は、当該工事の中止が乙の責に帰する事由による場合を除き、①乙が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は作業員、建設用機械・器具等を保持するために必要となる費用、②工事の一時中止に伴ない発生する増加費用（付随して発生する金融関係費用を含む。）、③工事の再開のために必要となる準備費用及び④工事の一時中止により乙が被る損害額について、乙と協議の上それらに必要な合理的金額を負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第30条 工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 乙は、自ら又は建設企業体に対して建設期間中第三者に及ぼした損害の賠償を賄うため、別紙6の1（3）に規定する保険に加入し、又は加入させる。

（不可抗力による損害）

第31条 乙は、建設期間中に不可抗力により、本施設等、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設用機械・器具等に損害が生じた場合及び本施設等が設計図書に従い建設・整備できなくなったために追加費用が生じる場合は、直ちにその状況を書面にて甲に報告する。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、直ちに調査を実施し、損害の状況及び見込まれる復旧費用・追加費用に関する甲の調査結果を乙に書面にて通知する。

3 第1項の損害（ただし、そのうち乙が善良なる管理者としての義務を怠ったことにより生じた拡大損害等の部分を除く）及びその復旧に係わる費用は、別紙6に定める保険金の給付があった場合はその給付額を控除した上で100分の1を乙が負担し、残りは甲が負担する。ただし、復旧に際し乙の責に帰すべき事由により必要な費用がある場合には、この費用は乙が負担する。

（履行保証）

第32条 乙は、別紙6に従い、建設企業体又はその構成員に対して建設請負金額の10%に相当する金額の履行保証保険の付保、又は同等の保証契約を締結させ、その写しを甲が指定する期限までに甲に提出する。

2 履行保証保険等の有効期間は、本施設等の建設期間（延長された場合は延長後の期間を含む。）とする。

3 第1項に規定する保証行為が履行された場合には、乙は甲と事業継続の前提で協議を行う間、別途建設を請け負う者の選定を行うものとする。

（本施設等の竣工検査及び竣工確認等）

第33条 竣工検査及び竣工確認は、次項及び第3項の規定に基づき実施する。ただし、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

2 乙は、次の手順で竣工検査を実施する。

(1) 乙は、乙の責及び費用負担において、竣工検査及び機器・器具・備品等の試運転等を実施する。

(2) 竣工検査及び機器・器具・備品等の試運転等の実施については、それらの実施日の7日前までに甲に書面で通知する。

(3) 甲は、乙が実施する竣工検査及び機器・器具・備品等の試運転等に立ち会うことができる。

- (4) 乙は、甲に対して竣工検査及び機器・器具・備品等の試運転等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
- 3 甲は、乙による前項の竣工検査及び機器・器具・備品等の試運転等の終了後、本施設等について、次の方法により竣工確認を実施する。
- (1) 甲は、建設企業体及び工事監理者の立会いの下で、竣工確認を実施する。
- (2) 前号の竣工確認は、甲が確認した別紙3の設計図書との照合により実施する。
- (3) 乙は、機器・器具・備品等の取扱いに関する甲への説明を、前項の試運転とは別に実施する。保育所部分は当該施設を運営する保育所運営者に説明を実施する。
- 4 甲は、前項の規定に基づく竣工確認をしたときは、乙にその旨を書面にて通知し、乙から別紙7記載の書類を受領したときは、乙に速やかに竣工確認書を交付する。なお、本施設等の建設・整備についての竣工確認書が乙に交付されない限り、本施設等の甲への譲渡・所有権移転並びに維持管理対象施設等の維持管理は実施されない。
- 5 乙は、別紙7記載の書類（什器備品カタログを除く。）について、甲に対して著作権及び著作者人格権が行使されないよう措置する。
- 6 甲は、第2項及び第3項の竣工検査、竣工確認の実施を理由として、本施設等の建設・整備の全部又は一部について何ら責を負うものではない。

(維持管理体制の整備及び確認)

第34条 乙は、次の手順で維持管理体制を整える。

- (1) 乙は、甲による竣工確認の日までに第45条に規定する維持管理業務仕様書を作成し、甲に提出する。
- (2) 乙は、維持管理業務開始日までに、乙の責と費用負担において、維持管理業務仕様書に規定される維持管理対象施設等の維持管理に必要な体制を整える。
- (3) 乙は、第1号の規定に定める維持管理業務仕様書に従い維持管理対象施設等を維持管理することが可能となった時点で、甲に対し書面にて通知を行う。
- 2 甲による維持管理体制の確認は、次のとおりとする。
- (1) 甲は、甲による竣工確認の日までに乙より維持管理業務仕様書を受領する。
- (2) 甲は、本施設等の譲渡・所有権移転前に維持管理業務仕様書に規定する乙の維持管理体制の確認を行う。
- (3) 甲は、下記2項目の完了後、乙に速やかに維持管理体制確認書を交付する。
- ア 甲は、乙作成の維持管理業務仕様書に基づき、書面にて通知された維持管理体制を検討して、維持管理体制を確認する。
- イ 乙又は乙より維持管理業務を委託された者は、維持管理業務期間中、別紙6の2に規定する保険に加入し、その保険証券の写し又は加入を証明する書類を甲に提出する。
- (4) 前号に規定する維持管理体制確認書が乙に交付されない限り本施設等の譲渡・所有権移転は行われず、維持管理業務も開始されない。
- (5) 甲は、第1号及び第2号に定める維持管理体制の確認並びに維持管理体制確認書の交付を理由として、維持管理体制の整備について何ら責を負うものではない。

(瑕疵担保)

第35条 甲は、乙より譲渡・所有権移転を受けた本施設等に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を要求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第36条に規定する本施設等の甲への譲渡・所有権移転から建物については2年以内、付帯の設備・機器等については1年以内に行わなければならない。

- 3 甲は、本施設等が第1項に規定する瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、その滅失又は毀損の発生から6ヶ月以内に第1項に規定する権利を行使しなければならない。
- 4 乙は、第1項、第2項及び前項に基づく瑕疵担保の修補及び損害の賠償を甲に対し確実に実行できるように建設企業体から保証を取り付ける等、瑕疵担保責任を履行できる態勢を整備しなければならない。

## 第5章 本施設等の甲への譲渡・所有権移転

(譲渡・所有権移転)

第36条 乙は、第33条第4項に規定する本施設等の建設に係る甲の竣工確認書及び第34条第2項に規定する維持管理体制確認書を得た上で、譲渡・所有権移転予定日に本施設等を甲に譲渡・所有権移転する。

(譲渡・所有権移転手続)

第37条 乙は、別紙8に規定する「本施設等の譲渡・所有権移転方法及び移転手続」に従い、本施設等の甲への譲渡・所有権移転手続を行う。

(遅延損害金)

第38条 乙は、乙の責に帰すべき事由により譲渡・所有権移転予定日に譲渡・所有権移転ができない場合は、施設整備費の元本部分に対し、遅延日数に年8.25%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。

(建物の登記)

第39条 乙は、甲から委任を受け、譲渡・所有権移転後速やかに甲名義での建物の表示登記及び保存登記又は変更登記を行う。

(建物登記に係る費用負担)

第40条 甲は、土地家屋調査士費用、司法書士費用等、前条に規定する登記に係る合理的な費用を負担する。

## 第6章 維持管理対象施設等の維持管理

(維持管理対象施設等の維持管理)

第41条 乙は、別紙2(2)維持管理事業に基づき、維持管理対象施設等が、中学校、給食室、公会堂、保育所、ケアハウス並びにデイサービスセンターとしての機能を十分発揮できるようにするとともに、合理的な耐用年数の期間中維持管理対象施設等が良好な状態に維持できるように、維持管理業務期間中、乙の責及び費用負担において建物・建物設備等の点検・保守・修繕・取替・清掃・保安警備等を行う。

(維持管理業務の委託)

第42条 乙は、維持管理業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。ただし、乙は、事前に甲に届け出て甲の書面による承諾を得るものとする。甲は、合理的な理由のある場合を除き承諾する。

2 前項の規定により受託又は請け負った第三者が行った行為は、乙が行ったものとみなす。

(維持管理業務の種別)

第43条 維持管理業務の種別は、次のとおりとする。

- (1) 建物保守管理 (機能維持のための修繕を含む。)
- (2) 建物設備保守管理 (機能維持のための修繕を含み情報機器等に関する業務を除く。)
- (3) 外構施設保守管理業務 (植栽管理を含む。)

- (4) 清掃業務
  - (5) 保安警備業務
  - (6) 環境衛生管理業務
- (業務の範囲)

第44条 乙が行う維持管理業務の範囲は、別紙2乙の事業範囲の(2)維持管理事業の業務とする。

(維持管理業務に係る仕様書等)

第45条 乙は、維持管理業務に係る仕様について、業務範囲、実施方法、実施体制並びに甲による履行確認手続等を明確にした維持管理業務仕様書を作成し、甲の承認を得た上で、甲に提出する。甲は、合理的な理由なくして承認を拒まないものとする。

- 2 維持管理業務仕様書は、合理的な理由に基づき甲又は乙が請求し双方が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(維持管理計画及び業務計画の作成等)

第46条 乙は、維持管理業務仕様書に基づき維持管理計画及び業務種別毎の業務計画を作成し、維持管理業務開始日までに、及びそれ以後は毎事業年度の開始前に、甲の承認を得た上で、当該維持管理計画及び業務計画に従って維持管理業務を実施する。甲は、合理的な理由なくしてこれらの承認を拒まないものとする。

- 2 乙は、維持管理計画又は業務計画を変更しようとする場合には、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

- 3 甲が事業年度の途中で維持管理計画又は業務計画の変更を求めた場合には、甲と乙は、当該変更について協議し、その協議が整った場合に限り所要の変更を行う。

(業務遂行上の留意点)

第47条 乙は、本契約に規定される業務の範囲内で、次の点に留意することとする。

- (1) 中学校校舎及び給食室については、乙は良好な教育環境及び作業環境を損なわないよう、作業時間、作業時期、作業方法等について、甲と十分に協議・調整すること。
- (2) 公会堂については、乙は利用者の使用に支障がでないよう、作業時間、作業時期、作業方法等について、甲と十分に協議・調整すること。
- (3) 乙は、環境への負荷低減及び配慮の観点より省資源・省エネルギーに努め、廃棄物の抑制にも努めること。
- (4) 乙は、ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (5) 乙は、幼児、生徒、入所及び通所高齢者並びに当該全施設の関係者が常に快適に過ごせる環境を保つこと。
- (6) 乙は、維持管理業務に乙の創意工夫を活かし、質の高い効率的な管理を行うこと。

(建物・建物設備・外構施設の保守管理業務)

第48条 乙が実施する建物保守管理業務、建物設備保守管理業務及び外構施設保守管理業務の内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

- 2 乙は、施設及び屋外運動場等の敷地の利用に支障を与えないように、効率的に外構施設保守管理業務を実施する。

- 3 外構施設保守管理業務における遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、第46条の規定により外構施設保守管理業務計画を作成するにあたっては、甲と十分協議し、業務の実施が施設及び屋外運動場等の敷地の利用に支障を与えないよう充分配慮する。
- (2) 乙は、作業にあたり建物、構築物及び設備等を損傷しないよう細心の注意を払う。万一器物等を損壊した場合には、乙は甲に速やかに連絡し、甲の指示に従い乙の負担で原状回復する。
- (3) 乙は、植栽処理により発生した廃棄物を甲の基準に従って分別し、甲の指定する廃

棄物処分施設に運搬する。

(4) 廃棄物処理に伴う費用は、乙の負担とする。

(清掃業務)

第49条 乙が実施する清掃業務の範囲・内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

2 乙は、施設の利用に支障を与えないように、効率的に清掃業務を実施する。

3 清掃業務における遵守事項は次のとおりとする。

(1) 乙は、第46条により清掃業務計画を作成するにあたっては、甲と十分協議し、業務の実施が施設の利用に支障を与えないよう充分配慮する。

(2) 乙は、作業にあたり建物、建物設備、什器備品等を損傷しないよう細心の注意を払う。万一器物等を損壊した場合には、乙は甲に速やかに連絡し、甲の指示に従い乙の負担で原状回復する。

(3) 乙は、廃棄物を甲の基準に従って分別し、所定の場所に保管する。

(4) 清掃業務に必要な洗剤、ワックス及び清掃器具については、乙の費用負担とする。

(保安警備業務)

第50条 保安警備業務は機械警備を標準とし、乙は異常の発生に際して速やかに現場に急行して、状況の確認、関係者への通報連絡等を行なう。具体的な業務内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

2 保安警備業務は維持管理対象施設等を一括して乙が受託する。

(環境衛生管理業務)

第51条 乙が実施する環境衛生管理業務の範囲・内容等は、維持管理業務仕様書において規定する。

2 乙は、施設の利用に支障を与えないように効率的に環境衛生管理業務を実施する。

3 環境衛生管理業務における遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 乙は、第46条により環境衛生管理業務計画を作成するにあたっては、甲と十分協議し、業務の実施が施設の利用に支障を与えないよう充分配慮する。

(2) 乙は、作業にあたり建物、構築物及び設備・什器備品等を損傷しないよう細心の注意を払う。万一器物等を損壊した場合には、乙は甲に速やかに連絡し、甲の指示に従い乙の負担で原状回復する。

(3) 乙は、廃棄物を甲の基準に従って分別し、甲の指定する廃棄物処分施設に運搬する。

(4) 廃棄物処理に伴う費用は、乙の負担とする。

(維持管理業務細則)

第52条 乙は、維持管理業務にあたる作業従事者に関しては次の事項を遵守する。

(1) 乙は、維持管理業務にあたっては、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務遂行に最適と思われる作業従事者を選定すること。

(2) 乙は、資格が必要な作業には、有資格者を選定し、事前に甲にその氏名及び資格を書面にて通知すること。

(3) 乙は、作業従事者が本施設利用者等に対して不快感を与えないような服装・態度で接するよう十分指導監督すること。

(4) 乙は、作業にあたって、本施設利用者等の注意喚起のため、作業の内容を明示した看板を要所に表示し、作業従事者は、作業服の胸に名札を付けること。

2 報告・協議等は、次の手順による。

(1) 乙は、維持管理業務別の責任者（以下「維持管理業務別責任者」という。）を定め、甲は維持管理業務に係る統括責任者（以下「維持管理統括責任者」という。）を定め、双方に届けを出す。乙は、維持管理統括責任者もしくはその代理人による業務遂行状

況の確認を経て、維持管理業務仕様書に定める報告時期・内容に基づき、甲に業務の実施状況を報告しなければならない。

(2) 協議が必要と判断される事項については、乙は事前に甲、保育所運営者並びにケアハウス事業者に協議を申し入れなければならない。

(3) 乙は、各業務の記録を保管し、甲の求めに応じて速やかに提出できるようにしておかなければならない。

3 乙は、各維持管理業務別責任者に、必要に応じて関係官庁等への報告・届出を実施させ、緊急時の関連機関への連絡等を行わせなければならない。

4 乙は、各維持管理業務別責任者に、業務に必要な諸法規を守り事故防止に万全を期し、万一事故により器物の損傷、作業従事者又は本施設利用者等への被害が生じた場合は、適切で迅速な対応を取らせなければならない。

(建物・建物設備・外構施設の大規模修繕計画立案)

第53条 維持管理業務仕様書に規定する建物、建物設備及び外構施設の保守管理業務内容を外れる、建物、建物設備、外構施設の一部又は全部を修繕・更新する大規模修繕業務は本契約の対象外とする。

2 乙は、維持管理業務仕様書に規定する建物、建物設備及び外構施設の保守管理業務の対象となる維持管理対象施設等の機能を維持又は向上するための建物及び建物附属設備の補修又は更新について、甲に対し、本施設等竣工後の年次別大規模修繕計画を譲渡・所有権移転日までに提案する。

3 甲は、甲の責において、前項の規定により乙から提案された大規模修繕項目・内容を参考に、必要に応じて乙と大規模修繕の仕様と工事計画を協議し、甲乙が合意したときは、甲は大規模修繕に係る費用の予算措置をして大規模修繕を行う。

4 乙による報告や甲自らの確認等により、維持管理対象施設等について、突発的な修繕の必要を甲が認めた場合には、乙と修繕の仕様と工事計画を協議し、甲乙が合意したときは、甲は当該修繕に係る費用の予算措置をして修繕を行う。

(第三者に及ぼした損害)

第54条 維持管理業務の遂行中、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償する。

(異常発生時の対応)

第55条 乙は、設備の異常等の理由で中学校、給食室、公会堂、保育所又は甲の業務担当者から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常個所の修理復旧等を行わせる。この場合の増加費用は、甲乙が協議して定め、甲が負担する。ただし、保守点検の不良等、乙の責に帰すべき事由がある場合には、乙が負担する。

(甲による維持管理業務の実施状況の監視・監査)

第56条 甲は本契約に基づき維持管理業務を遂行していることを確認するため、別紙10に定めるところにより、監視・監査（以下「モニタリング」という。）を行う。

(業務報告書)

第57条 乙は、維持管理業務仕様書に定める業務報告書を各支払期間（別紙9による維持管理費の支払対象となる単位期間をいう。以下同じ。）毎に作成し、当該支払期間末日から7日以内に甲に提出する。業務報告書には、当該支払期間における業務実施状況、問題の発生状況、甲から勧告、指示、要求等のあった事項、それらへの対応状況等を具体的に記載する。

## 第7章 甲のサービス購入費の支払い

(サービス購入費の種類)

第58条 サービス購入費の種類は、「施設整備費」及び「維持管理費」の2種類とする。

(施設整備費)

第59条 甲は、別紙9に定める時期及び金額により、施設整備費を乙に支払う。

- 2 施設整備費の分割払いについては、第60条第2項の減額並びに支払停止の対象とはならない。
- 3 本施設等の建設・整備について、国庫補助金等が交付される場合には、甲は、当該補助金等の交付条件を満たす額を補助金等受領後平成17年5月までに乙に一括払いする。
- 4 別紙9は、本契約締結時点の水準で補助金が国及び県から交付されるものとして設定されている。ただし、この国及び県から交付される補助金の交付基準額の変更等によりこの補助金額が増減額された場合でも、一括払い及び分割払いとして設定された金額の変更はしない。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむを得ず分割払いの金額を変更する場合には、甲と乙は、協議の上、施設整備費の残金及び当該残金部分に係る利息相当分並びに乙の融資契約変更手数料を調整して、当該支払時以降の支払額を定める。

(維持管理費)

第60条 甲は、別紙9に定める時期及び金額により、維持管理費を乙に支払う。

- 2 甲は、第56条による乙の維持管理業務の実施状況のモニタリング及び第57条による業務報告書によって、乙の維持管理業務の内容が不適切であると認めた場合には、業務報告書提出日の翌日から7日以内に乙に通知した上で、別紙10に定めるところにより、前項に定める維持管理費の減額又は支払停止をすることができる。
- 3 維持管理費の支払額は、物価変動の状況を反映させるため、別紙9に定める方法により、維持管理業務期間中将来に向かって変更する。
- 4 第46条第3項における協議の結果又は第53条の規定に基づき行われた大規模修繕に伴い甲が求める維持管理業務仕様書の変更により、維持管理費が増加した場合には、甲は当該増加費用を別紙9に定める金額に上乗せして支払うものとする。

(維持管理費の支払中止)

第61条 甲及び乙は、協議の上、本契約に規定する別紙2(2)維持管理事業に規定する業務の一部を履行しないこととして維持管理業務仕様書の改定(業務範囲、費用の改定)に合意した場合には、甲は事前に乙に通知して、当該部分に対応する支払を中止する。

(維持管理費の返還)

第62条 第57条に規定する業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合で、当該虚偽記載がなければ甲が別紙10により維持管理費を減額し得たときは、乙は当該減額し得た金額を甲に返還しなければならない。

- 2 第57条に規定する業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合で、当該虚偽記載がなければ甲が別紙10により維持管理費の支払停止を行うことができたときは、乙は当該支払を停止し得た当該維持管理費を甲に返還しなければならない。
- 3 第1項及び前項の場合においては、別紙10第5項の規定による翌期の加算は行わない。
- 4 第1項、第2項の場合においては、乙は当該金額に係る甲の支払日から乙の返還日までの日数に応じ、当該金額について年8.25%の率で計算した利息を甲に支払う。

## 第 8 章 契約期間及び契約の終了

### (契約期間)

第 6 3 条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、維持管理業務期間の満了日をもって終了する。ただし、甲は、事業期間終了後においても乙に対し別紙 9 の支払スケジュールで規定したサービス購入費の支払義務がある。

- 2 前項で定める契約期間が満了する 6 ヶ月前までに、甲又は乙から申し出がない場合は、以後サービス購入費に係る甲の予算措置の確定を条件として、本契約の維持管理業務の各条項について 1 年毎に自動更新するものとする。

### (契約終了時の措置)

第 6 4 条 乙は、本契約の終了にあたって、甲が本施設等並びに福祉施設部分を継続して使用できるように、甲に対し、維持管理に必要な事項を説明するとともに、維持管理のために必要な操作マニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を乙の費用負担により提供する。また、乙は引継ぎに必要な協力を行う。

- 2 乙は、前項の資料について著作権を甲に無償で譲渡するとともに、甲に対して著作者人格権が行使されないよう措置する。
- 3 乙は、維持管理業務期間満了に際しては、本施設等並びに福祉施設部分について甲が維持管理業務期間満了以前と変わらず通常の状態を継続使用できるようにしておくこととする。
- 4 甲は、本契約の終了前に本施設等並びに福祉施設部分の状態を検査し、前項の水準を満たすことを確認する。
- 5 乙は、前項の甲の検査の結果、第 3 項の水準を満たさないと客観的に認められた部分については、速やかに補修し、再度前項に規定する甲の検査を受ける。
- 6 甲は、最終回の維持管理費の支払は、第 4 項に規定する甲の確認の後に行う。

### (乙の債務不履行による契約の早期終了)

第 6 5 条 甲は、本施設等の甲への譲渡・所有権移転前において、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、乙に対し、書面による通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 乙が設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について、甲が満足すべき合理的な説明が乙からないとき。
  - (2) 乙の責に帰すべき事由により、譲渡・所有権移転予定日から 30 日が経過しても本施設等の譲渡・所有権移転ができないとき、又はその見込みがないことが明らかに認められるとき。
  - (3) 乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 甲は、本施設等の甲への譲渡・所有権移転後において、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、別紙 10 の規定にかかわらず、乙に対し、書面による通知をした上で、本契約に基づく維持管理費に相当する支払を相当期間定めて一時停止する。ただし、当該相当期間内に当該事項が是正されない場合は、甲は乙に対し書面による通知をした上で、本契約の全てを解除することができる。
    - (1) 乙の責に帰すべき事由により、連続して 30 日以上又は直近 1 年間に於いて 60 日以上、維持管理対象施設等の維持管理において本契約に定める水準が確保されないとき。
    - (2) 乙の責に帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。
    - (3) 乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的が達成困難であると認められる

- とき。
- 3 甲は、本施設等の甲への譲渡・所有権移転前に、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、乙とその対策についての協議を実施することを前提とし、乙に対し、書面による通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。ただし、第2号及び第3号の規定にかかわらず、融資団が本契約における乙の履行能力を確保するため、乙の株主に代替する第三者（ただし、甲が承認したものに限る。）を新たな株主として選定した場合には、この限りではない。
- (1) 乙が、事業を放棄しとき。
  - (2) 乙、乙の株主又はコンソーシアムのメンバー企業が破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算等の手続についてこれらの者の取締役会において申立の決議がなされ、又は第三者（これらの取締役を含む。）によりその申立がなされたことにより、本契約に基づく事業の継続が困難となったとき。
  - (3) 乙、乙の株主又はコンソーシアムのメンバー企業の財政状態が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。
  - (4) 乙が甲に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき及び監査済財務書類において適正意見がなされなかったとき。
- 4 甲は、本施設等の甲への譲渡・所有権移転後に、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、乙に対し書面による通知をした上で、本契約の全部を解除することができる。ただし、第2号及び第3号の規定にかかわらず、融資団が本契約における乙の履行能力を確保するため、乙の株主に代替する第三者（ただし、甲が承認したものに限る。）を新たな株主として選定した場合には、この限りではない。
- (1) 乙が事業を放棄しとき。
  - (2) 乙又は乙の株主が破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算等の手続についてこれらの者の取締役会において申立の決議がなされ、又は第三者（これらの取締役を含む。）によりその申立がなされたことにより、本契約に基づく事業の継続が困難となったとき。
  - (3) 乙又は乙の株主の財政状態が著しく悪化し、本契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。
  - (4) 乙が甲に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき及び監査済財務書類において適正意見がなされなかったとき。
- 5 甲は、乙の損害賠償等について、次の各号の措置を講じる。
- (1) 第1項又は第3項の規定により本施設等の甲への譲渡・所有権移転前に乙の責に帰すべき事由で本契約を解除した場合には、次の措置を講じる。
    - ア 乙は、甲に対し施設整備費の元本部分相当額の10%に相当する額を違約金として支払う。ただし、甲は、これにより回復されない損害がある場合には、その部分について、乙に対し損害賠償を請求することができる。
    - イ 本施設等の建設・整備が進行しており、当該出来形部分を甲が契約解除の後に利用する場合には、甲は当該出来形部分を買受けることができる。
    - ウ 買受金額については、甲乙が協議の上、決定し、甲は当該買受金額を本契約に規定された支払スケジュールの施設整備費部分の金額を調整して、当該スケジュールにより支払う。
    - エ 乙がアの違約金又は損害賠償（以下本項において「違約金等」という。）を支払わない場合、甲は、違約金等と相殺することにより買受金額の支払いの全部又は一部にあてることができる。
  - (2) 第2項又は前項の規定により本施設等の甲への譲渡・所有権移転後に乙の責に帰すべき事由で本契約を解除した場合には、次の措置を講じる。

ア 甲は、乙への支払いのうち施設整備費の契約解除時点における未払残額を契約解除前のスケジュールにて支払う。

イ 甲は、契約解除日までに履行された維持管理業務に相当する維持管理費のうち未払の部分を、第60条に定める減額等を行った上で支払う。

ウ 乙は違約金として、維持管理費に相当する支払部分の1年間の支払予定金額の20%相当額を甲に支払う。ただし、甲は、これにより回復されない損害がある場合には、その部分について、乙に対し損害賠償を請求することができる。

エ 甲は、乙が違約金等を支払わない場合、ア及びイによる支払額から、違約金等相当額を減額して支払う。甲は、乙の違約金等支払い確認後、当該支払留保額を乙に支払う。甲は、甲が必要と判断した場合は、ア及びイによる支払債務（将来の支払債務を含む。）と違約金等の債権を対当額で相殺することができる。

（甲の債務不履行による契約の早期終了）

第66条 甲は、甲自らが本契約に基づく支払いを遅延した場合、支払われるべき金額につき、支払期日の翌日から支払った日までの遅延日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額を、乙に対し遅延損害金として支払う。

2 乙は、甲が本契約の重要な義務に違反し、かつ、乙の書面による通知の後、60日以内に当該違反を是正しない場合、甲に対し書面による通知の後、本契約を解除することができる。

3 前項の規定による乙の本契約解除が本施設等の甲への譲渡・所有権移転前であって、かつ本施設等の出来形部分があるときは、買受金額及びその支払いについて、甲乙が協議の上、定めるところに従い、甲は当該部分を買受ける。

4 第2項の規定による乙の本契約解除が本施設等の甲への譲渡・所有権移転後であるときは、甲は施設整備費の契約解除時点における未払残額を支払うものとし、その支払方法について、甲乙が協議の上、決定する。

5 甲は、第3項又は前項の規定による支払いでは填補できない当該契約の早期終了により乙が蒙った損害を賠償する。当該賠償する損害金の算定方法は次の各号のとおりとする。

(1) 本契約を履行するために乙が融資団から借入れた資金の元本

(2) 本契約が解除された日までに乙の株主が拠出した劣後ローン元本

(3) 本契約が解除された日までに乙の株主が拠出した株式出資金

(4) 本契約の解除に起因して乙が負担するすべての費用（次に例示するものを含む。）

ア 本契約が解除された日の翌日から①乙が第1号及び第2号の額を受領した日までの間に生じる借入金経過利息及び遅延損害金に相当する額、及び②乙が第3号の額を受領した日までの間に生じる年5%の遅延損害金

イ 期限前弁済により生じる手数料

ウ 本契約の解除に起因して乙が他の契約を解除又は解約した場合において、当該解除又は解約により生じる手数料及び違約金

（法令変更又は不可抗力による契約の終了）

第67条 甲又は乙の責に帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本契約の締結日以降における法令変更又は不可抗力により事業の継続が不可能となった場合、又は本契約の履行のために多大の費用を要する場合は、それぞれ第10章又は第11章の規定に基づき本契約は終了する。

2 前項の規定により本契約が解除された場合で、乙の責に帰すべき事由により本施設等が損傷又は紛失しているときは、乙は甲に対し、必要な修復費用の支払い及び損害賠償を行う。

## 第9章 表明保証及び誓約

(乙による事実の表明保証及び誓約)

第68条 乙は、甲に対して、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 乙による本契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本契約を締結し、履行することにつき法律上及び乙の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
  - (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) 本契約は、その締結により、適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な乙の債務が生じること。
- 2 乙は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号に掲げる事項を甲に対して誓約する。

- (1) 本契約を遵守すること。
- (2) 毎事業年度の最終日より3ヶ月以内に監査役又は甲の要請に基づく公認会計士による監査済財務書類を甲に提出するとともに、甲に対して財務内容の報告を行うこと。なお、甲は当該財務書類を公開することができる。
- (3) 商業登記簿上及び実質上の本店所在地を市川市外には移転しないこと。

(甲による事実の表明保証及び誓約)

第69条 甲は、乙に対して、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 本契約の締結について、市川市議会の議決を得ていること及び本契約の履行に必要な予算が市川市議会において議決されていること。
  - (2) 本契約は、その締結及び前号の市川市議会における議決により適法、有効かつ拘束力のある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い各事業年度内の予算の範囲内で強制執行可能な甲の債務が生じること。
- 2 甲は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、本施設等の運営に必要な甲の取得すべき許認可を維持することを乙に対して誓約する。
- 3 甲は、契約期間中、本契約の本旨に従った債務を履行するために適切な措置を執る。

## 第10章 法令変更

(法令変更による諸事実の通知義務)

第70条 乙は、本契約の締結日以降の法令変更により、本施設等が設計図書に従い建設・整備できなくなった場合（そのようなおそれが生じた場合を含む。）又は維持管理対象施設等が本契約及び維持管理業務仕様書で定めた条件に従って維持管理できなくなった場合（そのようなおそれが生じた場合を含む。）、それら諸事実の詳細内容を書面にて直ちに甲に通知する。

(法令変更による義務)

第71条 甲及び乙は、前条の通知時点以降、本契約に基づく各々の義務が適用法令に違反する場合、履行時における法令違反に該当する契約上の義務は免れる。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に生ずる損害を最小限にするよう努力する。

(法令変更による追加費用の負担)

第72条 甲は、乙より第70条に規定する通知を受領した場合で、本契約に特段の定めがある場合を除き、当該法令変更に対応するために、速やかに本契約、本施設等の設計、建設、維持管理対象施設等の維持管理等の変更並びに追加費用の負担につき乙と協議する。

2 前項に規定する協議にかかわらず、法令変更の公布日から120日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担に関する合意が成立しない場合は、甲が法令変更に対する対応方法を乙に書面にて通知し、乙はそれに従い本事業を継続する。この場合における追加費用の負担は、別紙11に規定する負担割合による。

(法令変更によるサービス購入費の変更)

第73条 甲及び乙は、本契約の締結日以降に、法令が変更されたことにより、本施設等の建設、整備又は維持管理対象施設等の維持管理に要する費用を変更する必要がある場合は、速やかに本契約、本施設等の設計、建設、維持管理対象施設等の維持管理並びにサービス購入費の変更につき協議する。この場合におけるサービス購入費の変更については、別紙11を準用し同様の区分及び割合とする。

(契約の終了)

第74条 甲は、本契約の締結日以降の法令変更により本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、乙と協議の上、本契約を終了することができる。

2 前項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の甲への譲渡・所有権移転前であるときは、甲は出来形部分を検査の上、買い取るものとし、甲は当該出来形部分に係る本契約に規定された支払スケジュールの施設整備費相当分の金額を買受金額に変更して、当該スケジュールに従い支払う。

3 第1項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の甲への譲渡・所有権移転後であるときは、甲は本契約に規定する施設整備費部分を契約解除前の支払いスケジュールに従い支払う。当該施設整備費部分について、甲が希望する場合には、甲乙が協議の上、甲は施設整備費部分を一括支払することができる。ただし、甲は一括支払により乙に生じ得る次に掲げる合理的費用を負担する。

(1) 期限前弁済により生じる手数料

(2) 一括支払いに起因して乙が他の契約を解除又は解約により生じる手数料及び違約金

4 第1項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の甲への譲渡・所有権移転後であるときは、甲は契約解除日までに履行された維持管理業務に相当する維持管理費のうち未払の部分を第60条第2項の規定により支払うものとする。

## 第11章 不可抗力

(不可抗力による諸事実の通知義務)

第75条 乙は、建設期間中を除き、本契約の締結日以降の不可抗力により、本施設等が設計図書に従い建設・整備できなくなった場合、維持管理対象施設等が本契約に従い維持管理できなくなった場合又は本施設等が滅失又は毀損した場合は、それら諸事実の詳細内容を書面にて直ちに甲に通知する。

(不可抗力の影響の早期除去)

第76条 甲及び乙は、不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となった場合又は不可抗力により本施設等への重大な損害が発生した場合は、協力して当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応する。

(不可抗力による義務)

第77条 甲及び乙は、第75条の通知時点以降、本契約に基づく各々の義務が不可抗力により履行不能となった場合、当該義務の履行を免れる。ただし、甲又は乙は、不可抗力により相手方に生ずる損害を最小限にするよう努力する。

(不可抗力による追加費用の負担)

第78条 甲及び乙は、甲が乙から第75条に規定する通知を受領した場合は、本契約に特段の定めがある場合を除き、当該不可抗力に対応するために速やかに対応策及び追加費用の負担につき協議する。

2 甲は、前項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力の発生日から60日以内に対応策及び追加費用の負担に関する合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に書面にて通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は別紙12に規定する負担割合に基づく。

(契約の終了)

第79条 甲は、前条に規定する協議にもかかわらず、不可抗力発生日より60日以内に対応策及び追加費用の負担に関する合意が成立しない場合で、かつ本契約の履行に多大の費用を要すると判断される場合は、前条第2項の規定にかかわらず、乙へ書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。乙は、甲が前条第2項に基づく通知を行わない場合、甲に書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

2 前項に基づく契約解除が本施設等の甲への譲渡・所有権移転前であるときは、甲は出来形部分を検査の上、これを買取るものとし、甲は当該出来形部分に係る本契約に規定された支払スケジュールの施設整備費相当分の金額を買受金額に変更して、当該スケジュールに従い支払う。

3 第1項に基づく契約解除が本施設等の甲への譲渡・所有権移転後であるときは、甲は本契約に規定する施設整備費部分を契約解除前の支払スケジュールに従い支払う。当該施設整備費部分は、甲が希望する場合には、甲乙が協議の上、甲は施設整備費部分を一括支払することができる。ただし、甲は一括支払により乙に生じ得る次に掲げる合理的費用を負担する。

(1) 期限前弁済により生じる手数料

(2) 一括支払いに起因して乙が他の契約を解除又は解約により生じる手数料及び違約金

4 第1項の規定に基づく本契約の終了が本施設等の甲への譲渡・所有権移転後であるときは、甲は契約解除日までに履行された維持管理業務に相当する維持管理費のうち未払の部分を、第60条第2項の規定により支払うものとする。

## 第12章 その他

(補助金申請への乙の協力)

第80条 乙は、本施設等を整備するにあたり、甲が行う国及び県への補助金申請手続に必要な事項について甲と取り決めを行い、乙は甲の求めに応じて作成した書類を甲に提出する。

(公租公課の負担)

第81条 本事業に関連して生ずる公租公課は、本契約に特段の定めがあるものを除き、全て乙が負担する。

(契約上の地位及び権利義務の譲渡等)

第82条 甲の事前の承諾がある場合並びに乙が本事業の実施に必要な資金調達を融資団から行う際の質権設定その他の担保提供を除き、乙は本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供又はその他の処分を行うことはできない。また、乙は、建設中又は整備中の物件及び資材並びに本施設等について担保を提供することはできない。

2 乙は、前項の規定に反し、甲に損害を与えた場合には損害賠償等について、甲と協議しなければならない。

(秘密保持)

第83条 甲及び乙は、本事業において知り得た相手方の秘密及び本事業に関して知り得た個人情報の内容を自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、出資者又は乙に対して融資を行う融資団以外の第三者に漏らしてはならない。また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、前項の規定に係ることで甲に損害を与えた場合には、損害賠償等について、甲と協議しなければならない。

ただし、本事業において知り得る前に既に知っていたもの及び公知であったもの、本事業において知り得た後に自らの責によらず公知となったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとし、法令等により開示が要求され、開示する場合もまた同様とする。

3 乙は、委託、請負、再委託又は下請により業務を実施する者に対し、第1項及び前項の乙の秘密保持義務と同等の義務を負わせる。

(知的所有権)

第84条 乙は、特許権等の知的所有権の対象となっている技術等を使用するときは、それに関する一切の責を負う。

2 乙は、甲が本施設等の所有、運営及び維持管理業務期間後の維持管理をする場合に、知的所有権に係る問題が甲に生じないよう必要な措置を講じる。

(緊急時の直接連絡)

第85条 甲は、事業期間中、災害、事故等の緊急事態が生じた場合は、必要に応じ、維持管理業務仕様書に記載されている担当会社に直接連絡し、業務上の対応を求めることができる。

2 前項の規定による場合には、甲が担当会社へ行った連絡は乙への連絡とみなし、その効果は乙に生じたものとみなす。

(基本コンセプトの実現)

第86条 乙は、甲が設置する「市川七中行徳ふれあい施設連絡会議」に構成員として参加し、別紙13に規定する「市川市立第七中学校校舎建設等事業の基本コンセプト」の実現の補助に努めるものとする。

(関係者協議会の設置)

第87条 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行するため、本契約において甲乙間で協議すべき旨を定めている事項に関する甲乙各々の業務担当者における協議が不調に陥った場合に当該協議を整えること等、本事業に関する甲と乙の間の紛争を予防し、解決することを目的とする関係者協議会を事業期間開始後速やかに設置する。

2 関係者協議会は、本事業に関する連絡調整や疑義・異議の解決並びに本契約に関する解釈や本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。

3 関係者協議会は、甲乙いずれかの申し出により開催するものとし、開催の申し出を受けた場合は、合理的理由がない場合は、開催を拒否することはできない。

4 関係者協議会の構成員は、甲の関係所属長、乙の役職員並びにその代理人、甲又は乙が必要に応じて定める本事業の関係者とする。

5 甲又は乙は、関係者協議会の会議において、必要に応じ構成員以外の者に対して出席及び意見等を求めることができる。

6 甲は、関係者協議会の開催を融資団に連絡するものとし、融資団は必要に応じて出席し、意見等を述べることができる。

(準拠法)

第88条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第89条 本契約に関する紛争は、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第90条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定に疑義が生じた場合、必要の都度、甲及び乙は誠実に協議して定める。

2 本契約、募集要項等及び事業予定者の提案書に齟齬がある場合、本契約並びに基本計画書、基本協定書、事業予定者の提案書、募集要項等の順に規定が優先する。

(契約の変更)

第91条 本契約の内容の一部変更は、当該変更内容につき事前に甲と乙が協議の上、別途、変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(雑則)

第92条 本契約に定める請求、要求、通知、報告、申出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知ないし解約は、相手方に対し、特に定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行において、甲及び乙が用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位による。

3 本契約上の期間の定めは、本契約に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定による。

4 乙は、甲から提供された本事業に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、乙は、当該資料等を本事業以外の用途に使用することはできない。

(融資団との協議)

第93条 甲は、本事業のために、乙に対して融資する融資団と協議する際の協議事項、手続等につき規定するため直接協定を締結することができる。当該直接協定においては概ね次に掲げる事項を定める。

(1) 甲が乙に違約金等を請求し、また本契約を終了させる際の融資団への通知及び協議に関する事項

(2) 乙が本契約に関する権利又は義務を融資団又はその指定する第三者へ譲渡し、又は担保提供する場合の甲の承諾に関する事項

(3) 融資団が乙から担保提供を受けた権利を実行する際の甲との協議に関する事項

(4) 甲がサービスの対価の減額措置を講ずる場合の融資団に対する通知に関する事項

本頁以下余白